

グリーンボンド原則(GBP)及び
GBPに類似したガイドラインの事例

平成28年10月

1. グリーンボンド原則 (GBP) について

①作成の経緯、概要

- グリーンボンド市場の急拡大を背景に、市場関係者の中で、グリーンボンドの定義やプロセスにつき透明化を図りたいという機運の高まりがみられ、2014年1月、バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ、シティバンク、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク、JP モルガン・チェースの4 銀行により、グリーンボンド原則(以下「GBP」という。)が策定された。
- GBPは「グリーンボンドの透明性や開示を促進し、グリーンボンド市場整備の促進に寄与すること」を目的として民間の自主的な取組である。「投資家」35社、「発行者」29社、「引受人」55社が参加している(2016年9月27日時点)。
- 日本企業は「投資家」として1社(日興アセットマネジメント株式会社)、「引受人」として4社(大和証券グループ(Daiwa Capital Markets Europe Ltd社)、三菱UFJフィナンシャル・グループ(Mitsubishi UFJ Securities International Plc社)、野村グループ(Nomura International Plc社)、三井住友フィナンシャルグループ(SMBC Nikko Capital Markets Ltd社))が参加している(2016年9月27日時点)。

1. グリーンボンド原則(GBP)について

②原則の内容

- GBP は、①資金の使途、②プロジェクトの評価及び選定のプロセス、③調達資金の管理、④レポーティング、⑤外部機関によるレビュー、に関して以下の通りとしている。

<グリーンボンド発行における原則>

①調達資金の使途について

→調達資金は適切なグリーンプロジェクトに使用されるべきである(should)

②プロジェクトの評価及び選定のプロセスについて

→プロジェクト選定や評価における基準を明示するべきである(should)

③調達資金の管理について

→調達資金は、他の資金とは分ける等の管理をするべきである(should)

④レポーティングについて

→①～③が適切に行われているかについて、少なくとも1年に1回は情報開示するべきである(should)

⑤外部機関によるレビューについて(推奨)

→②に対する認証や③に対する保証について推奨する(recommend)

1. グリーンボンド原則(GBP)について

③調達資金の用途

- GBP は、グリーンボンドの対象となるグリーンプロジェクトの事業区分として以下を挙げている。(事業区分は順序不同。例示であり、これらに限定するものではない。)

グリーンボンド原則での記載

<資金用途の対象>

- **再生可能エネルギー【Renewable energy】**
(発電、送電、機器、製品を含む)
- **省エネルギー【Energy efficiency】**
(新築／改修ビルの省エネ、エネルギー貯蔵、地域暖房、スマートグリッド、機器、製品を含む)
- **汚染の予防及び管理【Pollution prevention and control】**
(廃水処理、温室効果ガスの管理、土壌浄化、リサイクルおよび廃棄物エネルギー、廃棄物の利用や再生品化による付加価値製品、関連する環境測定・分析を含む)
- **自然資源の持続可能な利用【Sustainable management of living natural resources】**
(持続可能な農業、漁業、水産養殖業、林業、生物農薬、点滴灌漑を含む)
- **生物多様性保全(陸上及び海洋)【Terrestrial and aquatic biodiversity conservation】**
(沿岸、海洋、流域環境の保護を含む)
- **クリーンな運輸【Clean transportation】**
(電気、ハイブリッド、公共交通、鉄道、自転車、複合輸送、クリーンエネルギー輸送・有害物質排出削減のためのインフラ)
- **持続可能な水資源管理【Sustainable water management】**
(清浄な水・飲み水のための持続可能なインフラ、持続可能な都市廃水システムや河川改修、洪水緩和対策を含む)
- **温暖化への適応【Climate change adaptation】**
(気候観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む)
- **環境に配慮した製品、製造技術、製造工程【Eco-efficient products, production technologies and processes】**
(環境配慮型製品、エコラベルや認証を得た製品の開発と導入、資源効率性の高い包装や配送)

1. グリーンボンド原則(GBP)について

④プロジェクトの評価及び選定のプロセス

- GBP は、「発行体は、グリーンボンドで調達される資金が充当されるプロジェクトが前項で適格とされるカテゴリに分類されると判断するためのプロセス及びその適切性評価のためのクライテリアについて示すべきである」としている。

グリーンボンド原則での記載

・「プロジェクトの評価及び選定のプロセス」に関するポイント

＞発行体は、プロジェクトが適格とされるカテゴリに分類されると判断するためのプロセス及びその適切性評価のためのクライテリアについて示すべきである(should)

＞「発行体におけるプロジェクト評価と選定のプロセス」に係る外部機関によるレビューを推奨する(recommend)

1. グリーンボンド原則(GBP)について

⑤調達資金の管理

- GBP は、調達資金の管理手法として、サブ・アカウントでの管理やサブ・ポートフォリオへの組み入れ等を例として挙げている。

グリーンボンド原則での記載

・「グリーンボンドの調達資金の管理」に関するポイント

＞発行体は、グリーンボンドを通じて調達した資金を、サブ・アカウントで管理する、サブ・ポートフォリオに組み入れる、あるいはその他の方法で適切に追跡し、発行体のグリーンプロジェクトへの投融資業務とリンクした正式な内部プロセスにより証明すべきである(should)

＞グリーンボンドの残高がある限り、追跡している調達資金は、当該期間において適格なグリーンプロジェクトに充当された資金と一致するよう、定期的に残高管理されるべきである(should)

＞発行体は、適格なグリーンプロジェクトに充当されていない調達資金について想定している一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである(should)

＞「調達資金の管理」に係る外部機関によるレビューを推奨する(recommend)

1. グリーンボンド原則(GBP)について

⑥レポーティング

- GBP は、レポーティングについて以下のように示し、レポーティングのためのテンプレートを公開している。

グリーンボンド原則での記載

・「開示の頻度および内容」に関するポイント

＞発行体は調達資金が配分されるまで(また必要に応じてそれ以降も)、資金の使途に係る以下の開示情報を毎年更新するべきである(should)

：各プロジェクトの概要、拠出額、想定される効果を含むプロジェクト・リスト

＞秘密保持契約の存在等により情報開示が困難な場合は、情報を総合的にまたは総運用ポートフォリオに基づき(例:プロジェクトカテゴリ毎の割合等)開示することを推奨する(recommend)

＞想定される効果は、定性的な指標、または可能な限り定量的な測定法に基づいた定性的な評価基準(例、エネルギー容量、発電、温室効果ガス排出量/回避量、クリーン電力受益者数、車の台数の減少等)で開示することを推奨する(recommend)

＞プロジェクトによる効果のモニタリングが可能な場合、その情報を定期的な報告に含めることを奨励する(encourage)

1. グリーンボンド原則(GBP)について

⑦外部機関によるレビュー

- GBP は、発行体に対し、前頁までに示した重要な要素に係るGBPへの適合性を示すために、自らのグリーンボンドに外部機関によるレビューを付すことを推奨している。また、外部機関によるレビューのテンプレートを公表している。

グリーンボンド原則での記載

・「外部機関によるレビュー」に関するポイント

＞外部機関によるレビューの類型として、コンサルタントレビュー、検証、認証、レーティングの4種類を例示している。

＞外部機関によるレビューには、GBPの個別項目への適合性に検証内容を限定するものも、GBPの全4原則への適合性を網羅的に検証するものもある。

①コンサルタントレビュー(Consultant Review)

: グリーンボンドに係る環境的な持続可能性等についての専門家や専門機関から受ける。所謂「セカンドオピニオン」もこれに含まれる。

②検証(Verification)

: 監査機関等の資格を有する専門機関から受ける。③の認証と異なり、評価基準に発行体の内部基準を用いることがある。

③認証(Certification)

: 外部の評価基準を用い、資格を有する第三者機関や認証機関から受ける。

④レーティング(Rating)

: 専門調査機関や格付会社等の資格を有する第三者機関から受ける。

1. グリーンボンド原則(GBP)について

⑧2016年度改定ポイント

- 直近動向としては、2016年6月にGBPが改定され、第3版が公表された。主な改定ポイントは以下の通り。

① 開示する情報のTemplate / Frameworkの紹介

債券がどのようにGBPに準じているかを報告する際、及び外部機関によるレビュー結果を開示する際に参照可能なテンプレートが新たに紹介されている。また、プロジェクトの環境へのインパクト評価と報告に使用可能な”Working Towards a Harmonized Framework for Impact Reporting”も追記されている。

② 外部機関によるレビューの再整理

外部機関によるレビューについては、これまでAssuranceであった項目名がExternal Reviewに変更され、その区分けも従来の3カテゴリ(Second party reviews and consultation, Audits, Third-party certifications)から、4カテゴリ(Consultant Review, Verification, Certification, Rating)に変更されている。

③ グリーンボンド原則の考え方のソーシャルボンドへの適用について

「調達資金の用途が特定の性格を持つプロジェクトに限定される」という考え方が、ソーシャルボンドにも適用可能であることが、新たに言及されている。

2. GBPと類似したガイドラインの対比表

| 項目 | グリーンボンド原則 | 気候ボンド基準 | グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク(GRESB)ガイドライン | 中国金融債券公告 |
|----------|---|---|---|---|
| 概要 | 「グリーンボンドの透明性や開示を促進し、グリーンボンド市場整備の促進に寄与すること」を目的に起案された、グリーンボンドに関する <u>自主規範</u> | 「グリーンボンドの環境に対する貢献度についての信頼性や透明性を確保すること」を目的に作成された <u>認証基準</u> | 不動産・建築業界におけるグリーンボンドに関する <u>自主ガイドライン</u> | 中国におけるグリーン金融債券法に基づき、対象とするプロジェクトの定義、発行体の要件や手続きを規定している <u>中国人民銀行による指針</u> |
| GBPとの整合性 | — | 全体を通してGBPと乖離はない | 全体を通してGBPと乖離はない | 「資金使途の対象」の一部を除けば、GBPと乖離はほとんどない |
| 構成 | <ul style="list-style-type: none"> ・4原則(1.調達資金の使途、2.プロジェクトの評価・選定プロセス、3.調達資金の管理、4.レポートニング)の説明 ・外部機関によるレビューの種類の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・発行前の3条件(1.プロジェクト及び資産の選定、2.内部プロセス及びコントロール、3.発行前のレポートニング) ・発行後の5条件(4.プロジェクト及び資産の推薦、5.資金の使途、6.資金が汚染されてないこと、7.機密性、8.レポートニング) ・資金使途の対象に関する2項目(9.全般的な適格規準、10.技術的な基準) ・特別な債券種類に対する3条件(11.保有しているプロジェクト、12.決済期間、13.資金充当) | <ul style="list-style-type: none"> ・GBPと同様 | <ul style="list-style-type: none"> ・本文の20条(プロジェクトの評価・選定プロセス、調達資金の管理、レポートニングなど、グリーンボンド発行に係る手続きについて説明) ・付属文書「グリーンボンドの支援プロジェクト目録」(調達資金の使途について説明) |

出典:「グリーンボンド原則(第3版)」、「気候ボンド規準(2015年12月版)」、「グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク(GRESB)ガイドライン(2016年10月版)」、「中国金融債券公告(2015年公表)」より事務局作成

2. GBPと類似したガイドラインの対比表

| 項目 | グリーンボンド原則 | 気候ボンド基準 | グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク(GRESB)ガイドライン | 中国金融債券公告 |
|--------------------|--|---|---|--|
| <p>①調達資金の用途</p> | <p>資金使途の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9項目を例示 ➢ 再生可能エネルギー (Renewable energy) ➢ 省エネルギー (Energy efficiency) ➢ 汚染の予防及び管理 (Pollution prevention and control) ➢ 自然資源の持続可能な利用 (持続可能な農業、漁業、林業等) (Sustainable management of living natural resources) ➢ 生物多様性保全 (陸上及び海洋) (Terrestrial and aquatic biodiversity conservation) ➢ クリーンな運輸 (Clean transportation) ➢ 持続可能な水資源管理 (Sustainable water management) ➢ 温暖化への適応 (Climate change adaptation) ➢ 環境に配慮した製品、製造技術、及び製造工程 (Eco-efficient products, production technologies and processes) <p>(※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)</p> | <p>＜資金使途の対象＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8項目を例示 (★は、認証基準を一部公表している項目) ➢ エネルギー (Energy) ★ ➢ 低炭素建造物 (Low Carbon Buildings) ★ ➢ 廃棄物、公害防止 (Waste & pollution control) ➢ 自然資源 (Nature Based Assets) ➢ 交通 (Transport) ★ ➢ 水 (Water) ★ ➢ 情報技術と通信 (Information technology & communications) ➢ 産業、エネルギー集約的商業 (Industry & Energy-Intensive Commercial) <p>(※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)</p> <p>・GBPでは上記の「情報技術と通信」と「産業、エネルギー集約的商業」の項目がないが、「環境に配慮した製品、製造技術、及び、製造工程」に含まれると解釈できる。</p> | <p>＜資金使途の対象＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9項目を例示 ➢ 再生可能エネルギー (Renewable energy) ➢ 省エネルギー (Energy efficiency) ➢ 持続可能な廃棄物管理 (Sustainable Waste Management) ➢ 持続可能な土地利用 (Sustainable land use) ➢ 生物多様性保全 (Biodiversity conservation) ➢ クリーンな運輸 (Clean transportation) ➢ クリーンな水、飲料水 (Clean Water/Drinking Water) ➢ 温暖化への適応 (Climate change adaptation) ➢ 衛生と健康 (Health and Well-being) <p>・GBPでは上記の「衛生と健康」の項目がないが、「環境に配慮した製品、製造技術、及び、製造工程」に含まれると解釈できる。</p> | <p>＜資金使途の対象＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6項目を例示 ➢ クリーンなエネルギー (Clean energy) ➢ 省エネルギー (Energy saving) ➢ 汚染の予防及び管理 (Pollution prevention and control) ➢ 資源保全とリサイクル (Resource Conservation and Recycling) ➢ クリーンな運輸 (Clean transportation) ➢ 生態系保全、温暖化への適応 (Ecological Protection & Climate change adaptation) |
| <p>リファイナンスについて</p> | <p>・「すべての、あるいは一部の資金がリファイナンスに使用される場合には、発行体はファイナンスとリファイナンスの推定比率を提示することが推奨される。また、必要に応じて、どの投資あるいはプロジェクト・ポートフォリオがリファイナンスされるのかを明らかにすることが推奨される。」</p> | <p>・「すべての、あるいは一部の資金がリファイナンスに使用される場合には、発行体はファイナンスとリファイナンスの推定比率を提示すべきである。また、必要に応じて、どの投資あるいはプロジェクト・ポートフォリオがリファイナンスされるのかを明らかにすべきである。」</p> | <p>・「すべての、あるいは一部の資金が既存の認証建物のリファイナンスに使用される場合には、発行体はリファイナンスの対象 (既存の認証建物と新築・改築) の比率を提示すべきである。」</p> | <p>・関連する記載はない。</p> |

2. GBPと類似したガイドラインの対比表

| 項目 | グリーンボンド原則 | 気候ボンド基準 | グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク (GRESB) ガイドライン | 中国金融債券公告 |
|---|---|---|---|---|
| ②プロジェクトの評価・選定プロセス ※レビューについては⑤外部機関によるレビューを参照 | プロジェクトの評価・選定プロセス ・発行体は、以下についての概要を示すべきである。 ▶ プロジェクトが、上記において特定された適格なグリーンプロジェクトのカテゴリに合致することを判定するためのプロセス ▶ 関連する適格性の基準 ▶ 環境持続可能性の観点から見た、プロジェクトの目的 | ・発行体は、以下に関する意思決定プロセスを持つべきである。 ▶ プロジェクトが、上記において特定された適格なグリーンプロジェクトのカテゴリに合致することを判定するためのプロセス ▶ 関連する適格性の基準 ・「 <u>環境持続可能性の観点から見た目的</u> 」は含まれない | ・発行体は、以下についての概要を示し、 <u>伝えるべきである</u> 。 ▶ 適格性の基準の判断のためのプロジェクト評価と意思決定プロセス ▶ <u>プロジェクト評価プロセスに携わった業界内/外の専門家やESGの専門家</u> ▶ <u>プロジェクト評価において利用されたKPI指標</u> | ・発行体は、以下について提出すべきである。 ▶ プロジェクトのカテゴリ、プロジェクト選定基準、関連する意思決定プロセス、環境効果、調達資金の用途及び管理 ▶ その他：申請書、過去3年の財務報告書・監査報告書など |
| ③調達資金の管理 ※レビューについては⑤外部機関によるレビューを参照 | 調達資金の管理 ・発行体は、グリーンボンドを通じて調達した資金を、サブ・アカウントで管理する、サブ・ポートフォリオに組み入れる、あるいはその他の方法で適切に追跡し、発行体のグリーンプロジェクトへの投融資事業とリンクした正式な内部プロセスにより証明されるべきである。 | ・発行体は、グリーンボンドを通じて調達した資金を、サブ・アカウントで管理する、サブ・ポートフォリオに移動する、あるいはその他の方法で適切に追跡し、そのプロセスを文書化しなければならない。 | ・発行体は、グリーンボンドを通じて調達した資金を適格なグリーンプロジェクトへの用途に <u>限定(earmark)</u> し、 <u>プロジェクトの承認・評価及び充当の際にとったアクションについて示すべきである</u> 。 | ・発行体は、グリーンボンドを通じて調達した資金を、特別アカウント、または特別に設立された元帳にて、送金・充当・返済の手続きを管理、監督するべきである。 |
| | 残高の管理 ・グリーンボンドの残高がある限り、追跡している調達資金は、当該期間において適格なグリーンプロジェクトに充当された資金と一致するよう、定期的に残高確認されるべきである。 | ・グリーンボンドの残高がある限り、追跡している調達資金の残高は、当該期間において適格なグリーンプロジェクトに充当された資金と一致するよう、減額されるべきである。 | ・グリーンボンドの残高がある限り、追跡している調達資金について、 <u>定期的にレポート</u> されるべきである。 | ・関連する記載はない。 |
| | 理未充当資金の管 ・発行体は、グリーンプロジェクトに充当されていない調達資金の残高について想定している一時的な運用方法について投資家に知らせるべきである。 | ・発行体は、充当されていない調達資金について①現金預金、または②低炭素社会に寄与しないプロジェクトを含まない運用先、または③一時的なりボルピング式の負債の返済として、一時的に保有・運用するべきである。 | ・発行体は、充当されていない調達資金について定期的に <u>レポート</u> されるべきである。 ・「 <u>想定している一時的な運用方法について</u> 」の公開は特に要求していない。 | ・発行体は、充当されていない調達資金は金融機関でない発行体により発行されているグリーンボンドや、格付けや流動性の高い短期金融資産に投資することができる。 |

2. GBPと類似したガイドラインの対比表

| 項目 | グリーンボンド原則 | 気候ボンド基準 | グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク(GRESB)ガイドライン | 中国金融債券公告 | |
|----------|-----------|---|---|---|---|
| ④レポーティング | 開示内容 | <ul style="list-style-type: none"> 発行体は、発行前に、以下情報を公開するべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 投資対象となるグリーンプロジェクトのカテゴリ、<u>充当されていない調達資金について想定している一時的な運用方法、検証機関による発行前の検証活動、検証機関による発行後の検証活動の予定</u> 発行体は、発行後、以下の情報を最低年1回、公開するべきである。 調達資金の充当先(グリーンプロジェクト・リスト)、各プロジェクトの概要、<u>拠出額、想定される環境目標</u> | <ul style="list-style-type: none"> 発行体は、以下について投資家に開示するべきである。 <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト情報(調達資金の充当先毎の拠出額、対象カテゴリ、<u>想定される目標</u>)、<u>資産毎の取得したグリーンビルディング認証やエネルギーレーティングのデータ(未取得の場合は、取得目標)</u>、<u>インパクト・アセスメント・レポート(資産毎の環境改善効果の指標、コーポレートESGレーティング等)</u> | <ul style="list-style-type: none"> 発行体は、<u>四半期毎に、調達資金の用途について開示すべきである。</u> 発行体は、<u>年1回、調達資金の用途及び保証報告書を中国人民銀行に報告すべきである。</u>(発行体が独立評価専門機関または認証機関による報告書を公開することを推奨する。) | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 想定される効果は、<u>定性的な指標、また可能な限り定量的な測定法に基づいた定性的な評価基準(例、エネルギー容量、発電、温室効果ガス排出量/回避量、クリーン電力受益者数、車の台数の減少等)</u>で開示することを推奨する。 プロジェクトによる効果のモニタリングが可能な場合、その情報を定期的な報告に含めることを推奨する。 | <ul style="list-style-type: none"> 環境目標は、<u>定性的な指標、また可能な限り、定性的な評価基準で開示するべきである。また、指標や評価基準の測定方法を開示すべきである。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 発行体は、<u>指標について開示する際、産業において確立された環境影響測定方法に基づいた指標や測定方法を利用するべきである。</u> | <ul style="list-style-type: none"> <u>グリーンプロジェクトの環境上の便益について経過を評価することを推奨する。</u> |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 秘密保持契約の存在等により情報開示が困難な場合は、<u>情報を総合的にまたは総運用ポートフォリオに基づき(例、プロジェクトカテゴリ毎の割合等)</u>で開示することを推奨する。 | <ul style="list-style-type: none"> 秘密保持契約等で情報開示が困難な場合は、<u>情報を個別プロジェクト別ではなく、グリーンプロジェクトのカテゴリ別(調達資金の用途の8項目)で開示するべきである。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 関連する記載はない。 | <ul style="list-style-type: none"> 関連する記載はない。 |

2. GBPと類似したガイドラインの対比表

| 項目 | グリーンボンド原則 | 気候ボンド基準 | グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク(GRESB)ガイドライン | 中国金融債券公告 |
|--------------|------------------|--|--|--|
| ⑤外部機関によるレビュー | プロジェクトの評価・選定プロセス | <ul style="list-style-type: none"> ・気候ボンド認証の取得を目指す発行体は、発行前に、発行前の条件が満たされていることを検証機関に検証してもらうべきである。 ・発行体は、グリーンボンドの発行後1年以内に、発行後の条件が満たされていることを検証機関に検証してもらうべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト評価及び年間レポートにおいて、以下のうち最低1つの制度を利用すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンビルディング認証 ・エネルギーレーティング(ENERGY STAR (US), EPC (EU), NABERS (Australia)など) ・コーポレートESGレーティング(GRI, CDPなど) ・環境レーティング(木材、鉱物、農業などに係る認証制度) ・発行体はグリーンボンドに係るモニタリング・プロセスを年間財務監査プロセスと統合すべきである。 | 発行体が独立評価専門機関または認証機関による報告書を公開することを推奨する。 |
| | 調達資金の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・発行体の調達資金管理が、監査人やその他の第三者の利用によって補完されることを推奨する。 | | |